

第131回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

平成28年6月24日（金曜日）  
午前10時 受付開始：午前9時

開催  
場所

群馬県前橋市元総社町194番地  
当行本店3階大会議室

## 目次

■ 第131回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役11名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	13
添付書類	
■ 第131期事業報告	16
■ 計算書類	38
■ 連結計算書類	40
■ 監査報告書	42



本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 群馬銀行

証券コード：8334

証券コード8334

平成28年6月3日

株主各位

群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社 **群馬銀行**

代表取締役頭取 齋藤一雄

## 第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第131回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ■ 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### ■ インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト [<http://www.e-sokai.jp>] にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町194番地  
当行本店3階大会議室

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第131期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
  - 第131期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

### 4. 議決権の行使等についてのご案内

- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.gunmabank.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.gunmabank.co.jp/ir/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎ 当日当行では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



## ■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会  
開催日時

平成28年6月24日（金曜日）

午前10時 受付開始：午前9時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



## ■ 郵送による議決権行使

行使期限

平成28年6月23日（木曜日）

午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

なお同封の記載面保護シールをご利用ください。



## ■ インターネットによる議決権行使

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

平成28年6月23日（木曜日）

午後5時まで

当行指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

☐ 議決権行使ウェブサイト <http://www.e-sokai.jp>

## インターネット議決権行使のご案内

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <http://www.e-sokai.jp>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

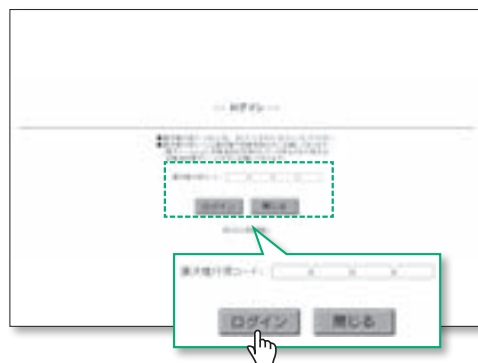
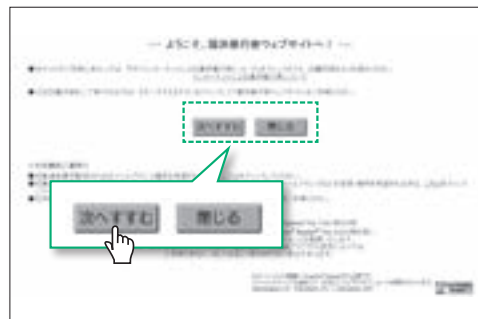


### 2 インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、次へすすむをクリック

### 3 議決権行使コードを入力し、ログインをクリック

### 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。



#### 機関投資家向け

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

#### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部  
ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

## ■ 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

利益の株主還元につきましては、財務体質の強化に努めるとともに安定的な配当を継続する基本方針の下、業績連動型の株主還元を実施することとしております。また、配当と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、当面、単体当期純利益に対して40%を目安としております。

当期の剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期の年間配当総額（54億円）と自己株式取得額（55億円）を合わせた株主還元率は、単体の当期純利益に対して41.0%となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金6円50銭

配当総額 2,916,316,045円

なお、中間配当金として1株につき5円50銭をお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は1株につき12円となり、前期と比較して1円の増配となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 15,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 15,000,000,000円

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役13名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	き べ かず お <b>木部 和雄</b> (昭和25年9月13日)	昭和49年4月 当行入行 平成8年4月 当行人事部主任人事役 平成10年4月 当行高崎支店副支店長 平成13年1月 当行審査部付副部長 平成14年3月 当行県庁支店長 平成16年6月 当行太田支店長 平成17年6月 当行執行役員太田支店長 平成19年6月 当行取締役兼執行役員東京駐在・東京支店長 東京事務所担当 平成21年6月 当行常務取締役 資金証券部、事務部、事務集中部、システム部担当 平成23年4月 当行常務取締役事務部長 資金証券部、事務部、事務集中部、システム部担当 平成23年6月 当行専務取締役 営業統括部、法人部、個人融資部、個人金融資産部担当 平成24年10月 当行専務取締役 営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部担当 平成26年6月 当行取締役副頭取 営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部担当 平成27年6月 当行代表取締役会長 全般及び監査部担当 (現在)	22,000株
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 営業部門、審査部門のほか、市場部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成19年6月から取締役を、平成27年6月からは代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。			

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の数
2	さい とう かず お <b>齋藤 一雄</b> (昭和24年1月12日)	昭和47年4月 当行入行 平成7年6月 当行太田西支店長 平成10年4月 当行総合企画部副部長 平成13年6月 当行秘書室長 平成15年6月 当行東京支店長 平成16年6月 当行執行役員審査部長 平成17年6月 当行取締役兼執行役員審査部長 平成18年6月 当行常務取締役審査部長 平成18年7月 当行常務取締役審査部長 秘書室担当 平成19年6月 当行常務取締役 リスク統括部、秘書室担当 平成21年6月 当行専務取締役 総合企画部、人事部、秘書室担当 平成23年6月 当行代表取締役頭取 全般及び監査部担当 平成27年6月 当行代表取締役頭取 全般 (現在)	42,184株
<p><b>【取締役候補者とする理由】</b>                      審査部門、企画部門のほか、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成17年6月から取締役を、平成23年6月からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	<p>つのだ ひさお <b>角田 尚夫</b> (昭和29年3月14日)</p>	<p>昭和51年4月 当行入行 平成9年10月 当行籠原支店長 平成11年10月 当行営業統括部主任推進役 平成13年2月 当行浦和支店長 平成14年10月 当行総合企画部副部長 平成16年6月 当行東京支店長 平成19年6月 当行執行役員本店営業部長 平成21年6月 当行取締役兼執行役員総合企画部長 平成23年6月 当行常務取締役 総合企画部、 リスク統括部担当 平成24年6月 当行常務取締役 総合企画部、リスク統括部、 東京事務所担当 平成26年6月 当行専務取締役 総合企画部、 コンプライアンス部、システム部、 東京事務所担当 平成27年6月 当行専務取締役 営業統括部、法人部、 住宅融資部、個人部担当 (現在)</p> <p><b>【取締役候補者とする理由】</b> 企画部門、営業部門のほか、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成21年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>	113,267株
4	<p>くりはら ひろし <b>栗原 弘</b> (昭和28年8月30日)</p>	<p>昭和52年4月 当行入行 平成11年10月 当行伊勢崎南支店長 平成13年8月 当行本店営業部副部長 平成16年6月 当行個人部長 平成18年7月 当行個人融資部長 平成19年5月 当行伊勢崎支店長 平成20年6月 当行執行役員伊勢崎支店長 平成21年6月 当行執行役員高崎支店長 平成23年6月 当行取締役兼執行役員営業統括部長 平成25年6月 当行取締役営業統括部長 平成26年6月 当行常務取締役 事務部、事務集中部、 市場国際部担当 (現在) 平成26年9月 群馬財務 (香港) 有限公司董事長 (現在)</p> <p><b>【取締役候補者とする理由】</b> 営業部門のほか、事務部門、市場部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成23年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>	17,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の数
5	ほり え のぶ ゆき <b>堀江 信之</b> (昭和31年1月10日)	昭和53年4月 当行入行 平成12年2月 当行深谷上柴支店長 平成14年3月 当行人事部主任人事役 平成16年6月 当行人事部副部長 平成17年6月 当行熊谷支店長 平成19年6月 当行法人部長 平成21年6月 当行執行役員宇都宮支店長 平成23年6月 当行執行役員人事部長 平成24年6月 当行取締役兼執行役員人事部長 平成25年6月 当行取締役人事部長 平成26年6月 当行常務取締役コンプライアンス部長 平成27年6月 当行常務取締役 リスク統括部、 コンプライアンス部、総務部担当 (現在)	10,435株
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 人事部門のほか、営業部門、コンプライアンス部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成24年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。			
6	ふか い あき ひこ <b>深井 彰彦</b> (昭和35年11月3日)	昭和59年4月 当行入行 平成15年6月 当行大阪支店長 平成17年6月 当行桐生支店長 平成19年6月 当行太田支店長 平成21年6月 当行リスク統括部長 平成23年6月 当行総合企画部長 平成25年6月 当行取締役総合企画部長 平成26年6月 当行常務取締役営業統括部長 平成27年6月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所担当 (現在)	8,858株
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 企画部門のほか、営業部門、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成25年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
7	みなみ <b>南 繁 芳</b> (昭和29年2月25日)	昭和52年4月 当行入行 平成12年2月 当行桐生南支店長 平成13年10月 当行営業統括部主任推進役 平成14年3月 当行高崎栄町支店長 平成16年2月 当行公務・法人部副部長 平成18年7月 当行前橋支店長 平成21年6月 当行執行役員渋川支店長 平成23年6月 当行執行役員高崎支店長 平成25年6月 当行常務執行役員高崎支店長 平成26年6月 当行取締役本店営業部長（現在）	17,779株
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 取締役本店営業部長として前橋地区の責任者、また高崎地区、渋川地区の責任者を務めるなど、現場感覚に優れ、当行の業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。			
8	ひら さわ よう いち <b>平 澤 洋 一</b> (昭和30年2月4日)	昭和53年4月 当行入行 平成12年4月 当行新桐生支店長 平成14年7月 当行東京支店副支店長 平成17年6月 当行中之条支店長 平成19年6月 当行富岡支店長 平成22年2月 当行総務部長 平成23年6月 当行執行役員コンプライアンス部長 平成24年6月 当行執行役員東京支店長 平成25年7月 当行執行役員監査部長 平成26年6月 当行取締役審査部長（現在）	11,814株
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 審査部門のほか、コンプライアンス部門、監査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の数
9	かな い ゆう じ <b>金井 祐二</b> (昭和31年12月5日)	昭和54年4月 当行入行 平成13年10月 当行総合企画部主任調査役 平成16年2月 当行東京事務所副所長 平成17年6月 当行新宿四谷支店長 平成20年6月 当行システム部長 平成23年6月 当行執行役員審査部長 平成26年6月 当行取締役総合企画部長 (現在)	13,294株
<p><b>【取締役候補者とする理由】</b> 企画部門のほか、システム部門、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。</p>			
10	む とう えい じ <b>武藤 英二</b> (昭和24年1月2日) <b>社外取締役</b>	昭和46年7月 日本銀行入行 平成5年5月 日本銀行下関支店長 平成10年9月 日本銀行考査局長 平成12年5月 日本銀行名古屋支店長 平成14年2月 日本銀行理事 平成18年6月 株式会社NTTデータ経営研究所取締役会長 平成19年5月 株式会社高島屋社外監査役 (現在) 平成22年6月 みずほ信託銀行株式会社社外取締役 平成22年11月 一般財団法人民間都市開発推進機構理事長 平成27年6月 当行取締役 (現在)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とする理由等】</b> 日本銀行の考査局長、理事等を務められるなど、金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しております。また、平成27年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者としました。当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。なお、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
11	<p>こん どう じゅん <b>近藤 潤</b> (昭和25年7月20日)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p>	<p>昭和51年4月 富士重工業株式会社入社</p> <p>平成15年6月 同社執行役員スバル製造本部長兼群馬製作所長</p> <p>平成16年5月 同社執行役員スバル原価企画管理本部長兼コスト企画部長</p> <p>平成16年6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長</p> <p>平成18年6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長兼スバル購買本部副本部長</p> <p>平成19年4月 同社常務執行役員戦略本部長兼スバル原価企画管理本部長</p> <p>平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員戦略本部長</p> <p>平成21年4月 同社取締役兼専務執行役員</p> <p>平成22年6月 群馬テレビ株式会社社外取締役（現在）</p> <p>平成23年6月 富士重工業株式会社代表取締役副社長（現在）</p>	一株
<p><b>【社外取締役候補者とする理由等】</b></p> <p>富士重工業株式会社の代表取締役副社長を務められており、企業経営についての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者となりました。なお、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 武藤英二氏及び近藤潤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、近藤潤氏が代表取締役副社長に就任しております富士重工業株式会社と通常の営業取引を行っております。
4. 武藤英二氏及び近藤潤氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。
5. 近藤潤氏が代表取締役副社長を務める富士重工業株式会社において、平成23年8月に発覚した同社元部長による不正経理に関し、平成24年2月同社は元部長を刑事告訴。平成27年2月、宇都宮地裁より元部長に対し詐欺罪の判決が言い渡され、刑が確定しております。同氏は再発防止に向け、社内のガバナンス強化に取組んでおります。
6. 責任限定契約について
- 当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は武藤英二氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された後は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、近藤潤氏が選任された後は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(ご参考) 当行における社外役員の独立性判断基準は、15ページに記載しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役中川望、小林洋右、石田弘義の3名が任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の数
1	なか むら しゅう すけ <b>中村 修輔</b> (昭和32年2月12日) 新任	昭和54年4月 当行入行 平成13年8月 当行人事部主任人事役 平成14年10月 当行駒形支店長 平成16年6月 当行総合企画部副部長 平成19年2月 当行宇都宮支店長 平成21年6月 当行秘書室長 平成23年6月 当行総務部長 平成25年6月 当行執行役員総務部長 平成26年6月 当行執行役員監査部長 (現在)	9,000株
<b>【監査役候補者とする理由】</b> 監査部門のほか、企画部門、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し、監査役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	<p>こばやし ひろ すけ <b>小林 洋右</b> (昭和15年11月8日)</p> <p><b>社外監査役</b></p>	<p>昭和38年4月 日本放送協会入局 昭和48年6月 有限会社鹿島屋入社 昭和50年6月 同社常務取締役 昭和60年1月 株式会社エフエム群馬入社 平成4年6月 同社取締役放送部長 平成9年4月 同社常務取締役営業部長 平成13年10月 同社代表取締役社長兼営業部長 平成16年2月 同社代表取締役社長 平成22年6月 同社取締役会長 平成24年6月 当行監査役(現在) 平成25年6月 株式会社エフエム群馬相談役(現在)</p>	3,000株
<p>【社外監査役候補者とする理由等】</p> <p>株式会社エフエム群馬の代表取締役を務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成24年6月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し監査役候補者となりました。当行社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。</p>			
3	<p>た なか まこと <b>田中 誠</b> (昭和30年2月12日)</p> <p><b>新任</b> <b>社外監査役</b></p>	<p>昭和53年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成5年8月 公認会計士登録 公認会計士田中誠事務所開設 平成5年11月 税理士登録 平成10年3月 翠巒公認会計士共同事務所開設 代表公認会計士 平成14年9月 税理士法人田中会計(現タクス税理士法人) 設立 代表社員税理士(現在) 平成19年4月 群馬県包括外部監査人 平成22年7月 日本公認会計士協会東京会幹事(現在) 平成22年11月 渋川商工会議所副会頭(現在) 平成28年3月 翠星監査法人設立 代表社員(現在)</p>	一株
<p>【社外監査役候補者とする理由等】</p> <p>過去に直接企業の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験を有し、渋川商工会議所副会頭を務められるなど、幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物と判断し、監査役候補者となりました。なお、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 小林洋右氏及び田中誠氏は、社外監査役候補者であります。
3. 田中誠氏は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。
4. 責任限定契約について  
当行は、社外監査役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は小林洋右氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、同氏が再任された後は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、田中誠氏が選任された後は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

### (ご参考)

#### 独立性判断基準の概要

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、以下のいずれの要件にも該当しない場合に、当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合には業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注1）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (4) 最近（注2）において、上記（1）（2）（3）に該当していた者。
- (5) 次のAからDまでのいずれかに掲げる者（重要（注3）でない者を除く）の近親者（注4）。
  - A. 上記（1）から（4）に掲げる者
  - B. 当行の子会社の業務執行者
  - C. 当行の子会社の業務執行者でない取締役
  - D. 最近において、B、Cまたは当行の業務執行者に該当していた者

（注1）多額…過去3年平均で1,000万円以上の金額をいう。

（注2）最近…実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定した時点などをいう。

（注3）重要…業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士資格を有する者をいう。

（注4）近親者…二親等以内の親族をいう。

以 上



## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### (主要な事業内容)

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務及び貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### (金融経済環境)

当期のわが国経済は、緩やかな回復基調が続いたものの、年度後半に中国など新興国経済の減速などを受けて弱含みの推移となりました。個人消費は一部に弱さがみられるものの横ばいで推移しました。輸出は新興国経済減速の影響などから弱含んで推移しました。生産と設備投資は横ばいで推移しました。雇用情勢は改善傾向が続きました。

県内経済は、緩やかな回復基調が徐々に弱まり、足踏み感が強まりました。個人消費は回復基調で推移したものの、一部に弱さがみられました。生産面では、輸送用機械が北米を中心とした好調な海外需要に支えられ高水準を維持しました。住宅建設は駆け込み需要の反動減は弱まったものの、回復の動きは緩やかでした。雇用情勢は堅調に推移しました。

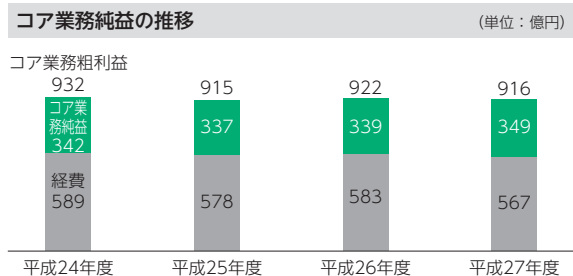
金融面では、平成28年2月に日本銀行によるマイナス金利政策の導入もあり、長期金利の指標である新発10年国債利回りはマイナス圏まで低下しました。

#### (事業の経過及び成果等)

こうした金融経済環境のなか、当行は、平成25年4月からの中期経営計画（V-プラン）の最終年度を迎え、引き続き、地域金融機関として常にお客さまの立場に立った「価値ある提案活動の実践」とマーケットの拡大に向けた諸施策を展開してまいりました。

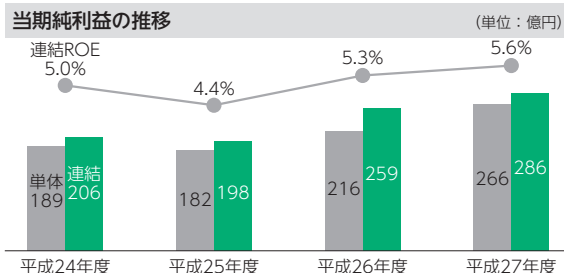
#### (決算概要)

平成27年度は低金利が続くなか、中小企業貸出と個人貸出を合わせたリテール貸出の増加や国際部門の増強などに加え、預金保険料率の引下げに伴う経費の減少があったため、銀行の本来業務の収益力を表すコア業務純益は前期比9億円増加の349億円となりました。

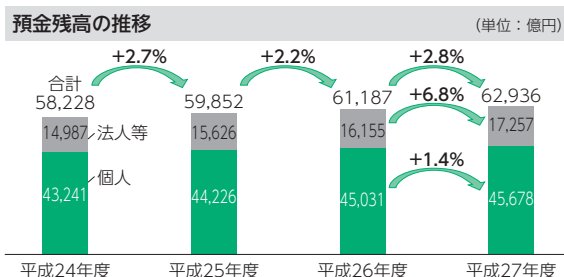


当期純利益は与信費用の減少などから、前期比49億円増加の266億円となりました。

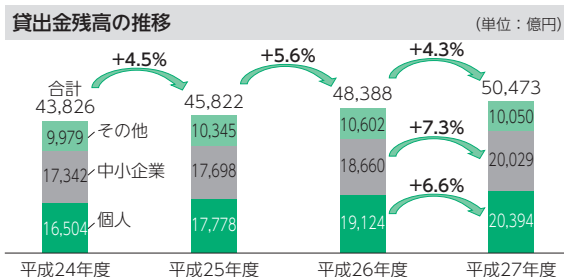
また、親会社株主に帰属する当期純利益も前期比27億円増加の286億円となり、連結ROE（自己資本利益率）は5.6%となりました。



預金は個人預金を中心に前年度末比2.8%と安定的に増加し、期末残高は6兆2,936億円となりました。個人預金は前年度末比1.4%増の4兆5,678億円、法人等預金は同6.8%増の1兆7,257億円となりました。

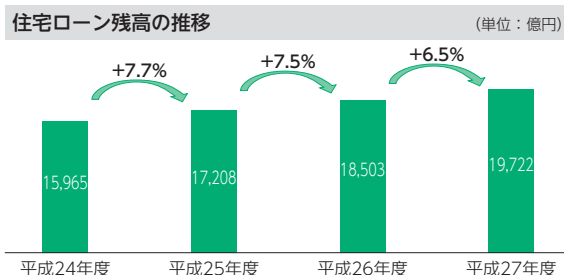


貸出金は中小企業貸出と個人貸出を中心に前年度末比4.3%増加と引き続き高い伸びとなり、期末残高は5兆473億円となりました。個人貸出は前年度末比6.6%増の2兆394億円、中小企業貸出は同7.3%増の2兆29億円となりました。



(個人のお客さま)

個人向け貸出の大宗を占める住宅ローンは、ローンステーションを中心とした推進体制が奏功したことに加え、相続相談等のコンサルティング営業の取組みなどによりアパートローンも順調に増加したことから、期末残高は1兆9,722億円となりました。



また、無担保消費者ローンは、目的別ローンや資金使途自由なカードローンなど、ローン商品の品揃えを拡充し、インターネットやATMなどの非対面チャネルの充実を図ったことなどから、2年連続で年率20%超の伸びを維持し、期末残高は386億円となりました。

個人預かり金融資産は、株式市況の悪化や金利低下などから、前年度末比218億円減少し期末残高は8,662億円となりました。

なお、株式投信の販売額は前期比29億円増加し980億円、年金保険等の販売額は前期比417億円減少し491億円となりました。

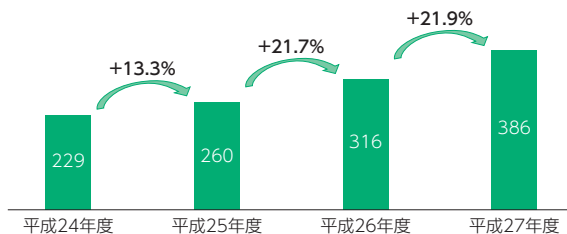
(中小企業のお客さま)

中小企業（リテール）向け貸出は、年率8.8%と順調に増加し、期末残高は1兆8,419億円となりました。

ビジネスマッチング等のコンサルティング機能の発揮に加え、都心周辺地域に新設してきた店舗の順調な業績が全体を押し上げました。

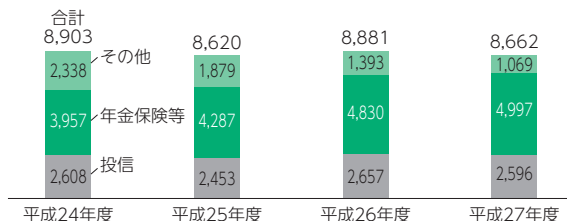
海外向け貸出は、アジア経済の減速懸念や外貨調達金利が上昇したことなどから、伸び率は低下したものの、前年度末比11.9%増加の1,168億円となりました。

無担保消費者ローン残高の推移 (単位：億円)

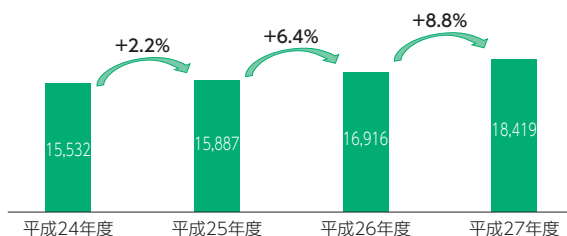


(注) 除く、無担保住宅ローン

預かり金融資産残高の推移 (単位：億円)

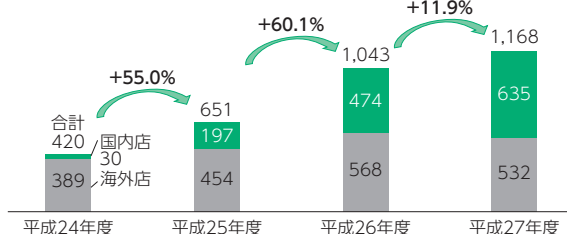


中小企業（リテール）向け貸出金残高の推移 (単位：億円)



(注) 中小企業（リテール）：除く、地方公社及び東京・大阪支店勘定

海外向け貸出金残高の推移 (単位：億円)



(平成27年度の取り組み)

〔個人のお客さま向け〕

マーケティングの強化やライフステージに応じたコンサルティング営業の充実を図るとともに、ダイレクトバンキングの機能を強化しました。

また、住宅ローンやアパートローンの積極的な営業活動を展開するとともに、引き続き無担保消費者ローンの増強に努めました。

- ・平成27年 6月 インターネットを利用した外貨定期預金口座開設サービスの取扱い開始
- ・平成27年 6月 投資信託に「ラップ型ファンド」の導入
- ・平成27年 7月 外貨建一時払終身保険の新商品「ロングドリームGOLD」の取扱い開始
- ・平成27年 7月 インターネットバンキングで「資産運用診断サービス」の提供開始
- ・平成27年10月 複合型住宅ローン「DUALロード」の取扱い開始
- ・平成28年 2月 インターネットによる生命保険募集の取扱い開始
- ・平成28年 2月 「ぐんぎん証券株式会社」の設立（平成28年10月開業予定）
- ・平成28年 3月 「ローン・ほけん相談プラザ高崎」の開設

〔法人のお客さま向け〕

成長支援や海外展開ニーズへの対応およびコンサルティング機能の発揮により、企業のライフステージに応じたサポートの充実にも努めました。

また、中小企業の経営支援については、「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、新規融資や返済条件変更のご相談・お申込みに積極的に対応するなど、地域金融機関として引き続き金融仲介機能の発揮に努めました。

- ・平成27年 5月 「ぐんぎんビジネスサポートファンド」の設立
- ・平成27年 6月 「アグリフードフェスタ2015 in 宇都宮」の開催（常陽銀行、足利銀行と共催）
- ・平成27年 6月 「Mfair バンコク2015ものづくり商談会」の開催（地銀及び自治体等と共催）
- ・平成27年 6月 「群馬県よろず支援拠点 経営相談会」の開催  
（独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人群馬県産業支援機構と共催）
- ・平成27年 8月 株式会社日本政策金融公庫との創業支援に関する連携開始
- ・平成27年 9月 「上海2015ものづくり商談会」の開催（群馬県と共催）
- ・平成27年11月 「地方銀行フードセレクション2015」の開催
- ・平成27年11月 「第2回ぐんぎん新現役交流会」の開催
- ・平成28年 1月 「ぐんぎん地場産業フェスタ2016 in TOKYO」の開催
- ・平成28年 2月 「ベトナム投資環境視察団」の派遣
- ・平成28年 3月 「タイ・サミット・グループとの個別商談会」の開催

### 「店舗展開」

将来有望な地域に、引き続き新設店舗を設置し、マーケットの拡大に努めました。

- ・平成27年10月 「川崎支店」 および「川崎ローンステーション」の開設
- ・平成28年5月 「葛西支店」 および「葛西ローンステーション」の開設

### 「地方創生への取り組み」

行内横断的な地方創生推進体制を整備するとともに、ビジネスマッチング等による企業サポートの充実やぐんぎんビジネスサポート大賞等による新規事業支援・産業育成等、地域経済の活性化に向けた諸施策の展開に努めました。

- ・平成27年4月 行内横断的な地方創生推進体制の整備
- ・平成27年10月 「ぐんぎんビジネスサポート大賞2015」の募集と元気創生賞の新設

### （対処すべき課題）

わが国の経済情勢をみると、世界経済に不確実性があるものの、景気は緩やかな回復が続いています。しかし、金融面では、物価動向を受けたマイナス金利政策の導入に伴い、貸出金・有価証券運用における利鞘が一層縮小するなど、金融機関経営を巡る環境は格段に厳しさを増しています。

一方、人口減少や高齢化進行等の課題に対処を迫られるなかで、地域活性化に向け地域金融機関が果たす役割への期待は一段と高まっています。

このような認識のもと、当行グループでは、10年先を見据えて、持続可能なビジネスモデルを構築すべく、本年4月より、2019年3月までの3年間にわたる「2016年 中期経営計画『Value for Tomorrow』～価値ある提案を明日に向けて～」をスタートさせました。

新中期経営計画では、めざす企業像を「地域とお客さまの明日をサポートし、ともに成長する地域金融グループ」とし、「成長戦略の継続と価値ある提案の深化」および「ビジネス領域の拡大とグループ総合力の発揮」という2つの戦略テーマを掲げました。

かかるテーマのもと、めざす企業像を実現するため、「地域創生に向けた積極的な取り組み」、「価値ある提案の追求と収益力の強化」、「経営基盤の強化とグループ総合力の発揮」、「働き方改革と一人ひとりの活躍支援」の4つを基本方針としました。この基本方針に基づき、諸施策を展開してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<b>預金</b>	58,228	59,852	61,187	62,936
定期性預金	22,501	22,246	21,700	21,782
その他	35,726	37,606	39,486	41,153
<b>貸出金</b>	43,826	45,822	48,388	50,473
個人向け	16,504	17,778	19,124	20,394
中小企業向け	17,342	17,698	18,660	20,029
その他	9,979	10,345	10,602	10,050
<b>商品有価証券</b>	31	27	10	10
<b>有価証券</b>	21,388	22,074	23,040	21,300
国債	8,113	7,380	6,862	5,672
その他	13,275	14,693	16,178	15,627
<b>新株予約権付社債</b>	—	—	240	225
<b>総資産</b>	68,190	71,150	75,211	76,121
<b>内国為替取扱高</b>	346,847	355,695	387,766	395,851
<b>外国為替取扱高</b> (百万ドル)	5,761	4,997	4,691	4,763
<b>経常利益</b> (百万円)	30,260	31,776	34,205	39,776
<b>当期純利益</b> (百万円)	18,911	18,223	21,653	26,620
<b>1株当たり当期純利益</b> (円)	39.80	39.00	47.11	59.33
<b>信託財産</b>	0	—	—	—
<b>信託報酬</b> (百万円)	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## (ご参考)

## 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	58,162	59,777	61,124	62,848
貸出金	43,548	45,524	48,069	50,104
有価証券	21,537	22,260	23,207	21,332
総資産	68,448	71,416	75,509	76,315
純資産額	4,457	4,677	5,235	5,077
経常収益	1,288	1,305	1,302	1,362
経常利益	334	357	390	436
親会社株主に帰属する 当期純利益	206	198	259	286

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,225人	3,264人
平均年齢	40年2月	39年11月
平均勤続年数	17年2月	16年11月
平均給与月額	418千円	423千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
群馬県	103	(16)	105	(18)
埼玉県	23	(—)	23	(—)
栃木県	10	( 1)	10	( 1)
東京都	7	(—)	7	(—)
神奈川県	3	(—)	2	(—)
千葉県	1	(—)	1	(—)
長野県	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
国内計	149	(17)	150	(19)
米州	1	(—)	1	(—)
海外計	1	(—)	1	(—)
合計	150	(17)	151	(19)

(注) 1. 上記のほか、店舗外現金自動設備等を以下のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
店舗外現金自動設備	212か所	213か所
共同ATM	45,441か所	43,345か所
株式会社イーネット*	13,536 (161)	13,204 (160)
株式会社セブン銀行	20,728	19,355
株式会社ローソン・ エイティエム・ ネットワークス*	11,177 (100)	10,786 ( 94)

\* ( ) 内は当行が幹事金融機関として設置している共同ATM

- 上記のほか、付随業務取扱事務所等を20か所（前年度末20か所）設置しております。
- 上記のほか、駐在員事務所を上海（中国）に1か所（前年度末1か所）設置しております。
- 代理店は設置しておりません。



□. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
川崎支店	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

(注) 1. 当年度において、次の支店の位置変更を行いました。

	変更前	変更後
高崎北支店	群馬県高崎市本町19番地	群馬県高崎市田町46番地

- 当年度において、次の出張所を店舗外現金自動設備に種類変更いたしました。
  - 高崎支店 井野出張所 (群馬県高崎市)
  - 安中支店 原市出張所 (群馬県安中市)
- 当年度において、次の店舗外現金自動設備等を新設・廃止いたしました。
  - 店舗外現金自動設備等の新設
    - 高崎田町支店 本町出張所 (群馬県高崎市)
    - 共同ATM 3,944か所
  - 店舗外現金自動設備等の廃止
    - 高崎支店 大八木工業団地安藤出張所 (群馬県高崎市)
    - 沼田支店 グリーンベル21出張所 (群馬県沼田市)
    - 大原支店 ベイシア数塚店出張所 (群馬県太田市)
    - 高崎東支店 江木出張所 (群馬県高崎市)
    - 共同ATM 1,848か所
- 当年度において、付随業務取扱事務所等(2か所)を新設いたしました。
  - 川崎ローンステーション (神奈川県川崎市幸区堀川町580番地)
  - ローン・ほけん相談プラザ高崎 (群馬県高崎市田町46番地)
- 当年度において、付随業務取扱事務所(1か所)を廃止いたしました。
  - 小山ローンステーション (栃木県小山市城山町三丁目9番3号)
- 当年度において、付随業務取扱事務所(1か所)を位置変更いたしました。

	変更前	変更後
高崎ローンステーション	群馬県高崎市問屋町三丁目10番3号	群馬県高崎市田町46番地

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,558
---------	-------

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記投資金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

□. 重要な設備の新設等  
 該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
群馬中央興業 株式会社	群馬県前橋市 元総社町226番地	物品等の輸送、集配 及び現金自動設備の 保守、運行、管理業 務	昭和46年 2月24日	百万円 10	% 100.00	—
ぐんぎん証券 株式会社	群馬県前橋市 本町二丁目2番11号	証券業務	平成28年 2月12日	百万円 3,000	% 100.00	—
群馬財務(香港) 有限公司  〔 GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED 〕	香港九龍チムサーチョイ25 カントンロード ハーバーシティ ゲートウェイ タワー1 608号室  〔 Suite 608 Tower 1 The Gateway Harbour City 25 Canton Road Tsim Sha Tsui Kowloon Hong Kong 〕	預金、貸付、外国為 替、資金為替取引、 証券及びその他金融 関連業務	平成3年 2月19日	百万円 3,202 〔 百万米ドル 30 〕 (注4)	% 100.00	—
ぐんぎんリース 株式会社	群馬県前橋市 元総社町171番地1	動産の取得及び賃貸 借	昭和48年 10月1日	百万円 180	% 49.24	—
群馬信用保証 株式会社	群馬県前橋市 元総社町194番地	保証業務	昭和58年 9月28日	百万円 30	% 45.45	—

- (注) 1. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. ぐんぎん証券株式会社は、平成28年10月の開業に向け準備を進めております。  
 4. 群馬財務(香港)有限公司の資本金は、株式取得時の為替相場による円換算額を付しております。  
 5. 上記5社は、連結対象の子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は2社であります。

### (重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中央金庫を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビニ収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。
4. 群馬県内の金融機関（当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫及び農林中央金庫）の提携により、群馬ネット資金サービス（略称 G-NET資金サービス）の相互利用による代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
木部 和雄	取締役会長（代表取締役） 〔監査部及び全般〕	
齋藤 一雄	取締役頭取（代表取締役） 〔全般〕	
高井 研一	専務取締役 〔人事部、資金証券部、秘書室〕	
角田 尚夫	専務取締役 〔営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部〕	
木村 隆哉	常務取締役 〔審査部〕	
栗原 弘	常務取締役 〔事務部、事務集中部、市場国際部〕	群馬財務（香港）有限公司 董事長
堀江 信之	常務取締役 〔リスク統括部、コンプライアンス部、総務部〕	
深井 彰彦	常務取締役 〔総合企画部、システム部、東京事務所〕	
南 繁芳	取締役 本店営業部長 委嘱	
平澤 洋一	取締役 審査部長 委嘱	
金井 祐二	取締役 総合企画部長 委嘱	
二宮 茂明	取締役（社外取締役）	一般財団法人群馬経済研究所 理事長
武藤 英二	取締役（社外取締役）	株式会社高島屋 社外監査役
中川 望	常勤監査役	
萩原 義広	常勤監査役	
小林 洋右	監査役（社外監査役）	株式会社エフエム群馬 相談役
石田 弘義	監査役（社外監査役）	石田弘義法律事務所 弁護士
福島 金夫	監査役（社外監査役）	

(注) 取締役武藤英二氏、監査役石田弘義氏及び福島金夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数（人）	報酬等
取締役	15	393 (155)
監査役	5	61 (一)
計	20	454 (155)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」には、月額報酬のほか、役員賞与及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用が含まれております。月額報酬以外の報酬等については、合計額を（ ）に内書きしております。
3. 当事業年度の月額報酬以外の報酬等の内訳は、以下のとおりであります。
- ・役員賞与引当金繰入額（取締役62百万円）
  - ・ストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額（取締役93百万円）
4. 年間の報酬限度額は、平成24年6月の株主総会で下記のとおり決議されております。
- なお、当事業年度の取締役及び監査役の報酬等は、この限度額の範囲内となっております。

区分	報酬限度額		当事業年度実績額
	賞与相当額も含めた報酬限度額	年額360百万円以内	
取締役	上記限度額の別枠として社外取締役以外の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬限度額	年額120百万円以内	93百万円
	報酬限度額	年額80百万円以内	61百万円

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
二宮 茂明	<p>会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。</p>
武藤 英二	
小林 洋右	
石田 弘義	
福島 金夫	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職の状況	当行と当該兼職先との関係
二宮 茂明	一般財団法人 群馬経済研究所 理事長	同財団は、当行が昭和58年に創立50周年記念事業の一環として設立した財団であります。なお、同財団は群馬県内の経済・産業動向、企業経営及び地域開発等に関する調査研究を行い、群馬県内の産業の振興及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的としております。
武藤 英二	株式会社高島屋 社外監査役	当行と同社の間で通常の営業取引を行っております。
小林 洋右	株式会社エフエム群馬 相談役	当行と同社の間で通常の営業取引を行っております。
石田 弘義	石田弘義法律事務所 弁護士	当行と同事務所との間で通常の営業取引を行っております。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
二宮 茂明	10年9ヶ月	当期開催の取締役会（13回開催）すべてに出席しております。	金融行政の豊富な経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
武藤 英二	9ヶ月	社外取締役就任後開催の取締役会（11回）すべてに出席しております。	金融に関する幅広い経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
小林 洋右	3年9ヶ月	当期開催の取締役会及び監査役会（16回開催）すべてに出席しております。	会社経営者としての経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
石田 弘義	3年9ヶ月	当期開催の取締役会及び監査役会すべてに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
福島 金夫	1年9ヶ月	当期開催の取締役会及び監査役会すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	39

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	1,351,500千株
発行済株式の総数	470,888千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数

17,920名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	17,307 千株	3.85 %
株式会社三井住友銀行	12,148	2.70
群馬銀行従業員持株会	11,988	2.67
明治安田生命保険相互会社	11,056	2.46
住友生命保険相互会社	10,657	2.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,451	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	7,977	1.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,803	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	7,708	1.71
日本生命保険相互会社	7,608	1.69

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、発行済株式総数に「従業員持株会専用信託」(ESOP信託)の所有株式(3,203千株)を含め、当行所有自己株式(22,224千株)を控除して計算しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 株式会社群馬銀行第1回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 176,900株 (3) 新株予約権の行使期間 平成24年7月27日から平成54年7月26日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	7名
	(1) 名称 株式会社群馬銀行第2回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 137,200株 (3) 新株予約権の行使期間 平成25年7月26日から平成55年7月25日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	8名
	(1) 名称 株式会社群馬銀行第4回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 175,400株 (3) 新株予約権の行使期間 平成26年7月29日から平成56年7月28日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	11名



	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 株式会社群馬銀行第6回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 109,400株 (3) 新株予約権の行使期間 平成27年7月30日から平成57年7月29日まで (4) 権利行使価額 (1株当たり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内 (10日目が休日に当たる場合には翌営業日) に限り、新株予約権を行使することができる。	11名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	(1) 名称 株式会社群馬銀行第7回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,000株 (3) 新株予約権の行使期間 平成27年7月30日から平成57年7月29日まで (4) 権利行使価額 (1株当たり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内 (10日目が休日に当たる場合には翌営業日) に限り、新株予約権を行使することができる。	10名
使用人	—	—
子会社及び 子法人等の会社 役員及び使用人	—	—

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年10月14日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成26年9月25日
新株予約権の数	2,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,731,407株
1株当たりの転換価額	6.508米ドル
行使期間	平成26年10月29日から平成31年9月27日まで
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人	69	(注2) (注3) (注4)
指定有限責任社員 根 津 昌 史		
指定有限責任社員 山 田 修		
指定有限責任社員 日下部 恵 美		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由  
 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、以下のとおりであります。  
 ・サイバーセキュリティに関する組織的な管理態勢の妥当性評価  
 ・システムリスク管理態勢の妥当性評価  
 ・自己資本比率の算定に関する内部管理体制の有効性評価
4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分  
 金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要  
 (1) 処分の対象者  
 新日本有限責任監査法人  
 (2) 処分の内容  
 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止  
 (3) 処分理由  
 ・社員の過失による虚偽証明  
 ・監査法人の運営が著しく不当
5. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、85百万円であります。
6. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
7. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

## (2) 会計監査人に関するその他の事項

### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当し、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

### ロ. 子会社の会計監査人の状況

当行子会社群馬財務（香港）有限公司の計算関係書類の監査は、アーンスト・アンド・ヤングが行っております。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### ○業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。
- ② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署としてコンプライアンス部を設置し、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取り締役に実践状況を報告させる。
- ③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。
- ⑤ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。
- ⑥ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。
- ⑦ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。
- ② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。
- ② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。
- ③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。
- ② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。

(5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。
- ② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、社内通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。
- ③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。
- ④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役は、その職務を遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を1名以上配置する。

- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。
  - ② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。
  - ② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。
  - ③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。
- (11) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。
  - ② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

### ○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### (1) コンプライアンス体制

企業理念に則り、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理」、コンプライアンスの遵守基準である「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定めております。また、コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンス行動計画の策定や達成状況等について協議しております。

当事業年度では、グループ会社を含めた内部通報事案について、監査役への報告体制を明確化するため、「内部通報制度取扱規定」を改定しました。

#### (2) リスク管理体制

「リスク管理に関する基本方針」において、リスク統括部を全行的なリスクの管理部署と定義し、管理すべきリスクの種類を規定しており、リスク統括部はリスク管理関連部と連携して、当行全体のリスクの把握と管理に努めています。また、取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに、主要なリスクの状況について定期的に報告を受けております。

当事業年度では、「危機管理計画」について、緊急出勤基準の見直しなどを内容とする改定を行ないました。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しており、必要に応じて、臨時に開催をしております。

当事業年度では、タブレット端末を導入し、取締役会資料について、原則3営業日前までに電子媒体による閲覧を可能とするなど、取締役会の実効性向上に努めました。

#### (4) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、当行およびグループ会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、常務会等の会議やグループ経営会議に出席し、意見を述べる機会を確保しております。また、監査役会直属の監査役室に監査役スタッフを配置しております。

当事業年度では、監査役会は「監査役監査基準」を改定するとともに、取締役会へ報告し、改定内容を周知しました。

## 8.その他

特記事項はありません。

■ 第131期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	科目	金額	負債の部	科目	金額
資産の部	現金預け金	339,347	負債の部	預金	6,293,610
	現金	58,927		当座預金	218,851
	預け金	280,419		普通預金	3,671,640
	買入金銭債権	11,564		貯蓄預金	99,698
	商品有価証券	1,039		通知預金	19,451
	商品国債	686		定期預金	2,174,399
	商品地方債	352		定期積金	3,895
	金銭の信託	4,967		その他の預金	105,674
	有価証券	2,130,024		譲渡性預金	152,009
	国債	567,265		コールマネー	29,296
	地方債	573,008		債券貸借取引受入担保金	270,574
	社債	269,428		借入金	252,737
	株式	188,807		借入金	252,737
	その他の証券	531,514		外国為替	292
	貸出金	5,047,364		外国他店預り	0
	割引手形	38,805		売渡外国為替	244
	手形貸付	108,592		未払外国為替	48
	証書貸付	4,441,011		新株予約権付社債	22,536
	当座貸越	458,955		その他負債	26,452
	外国為替	3,196		未払法人税等	5,662
	外国他店預け	2,947		未払費用	5,138
	買入外国為替	39		前受収益	1,809
	取立外国為替	210		給付補填備金	1
	その他資産	18,532		金融派生商品	4,773
	前払費用	74		金融商品等受入担保金	1,690
	未収収益	6,887		リース債務	1,084
	金融派生商品	8,204		その他の負債	6,293
	金融商品等差入担保金	180		役員賞与引当金	62
	その他の資産	3,184		退職給付引当金	1,408
	有形固定資産	65,061		役員退職慰労引当金	557
	建物	17,124		睡眠預金払戻損失引当金	1,070
	土地	42,230		ポイント引当金	151
リース資産	1,082	偶発損失引当金	1,008		
建設仮勘定	482	繰延税金負債	37,911		
その他の有形固定資産	4,140	再評価に係る繰延税金負債	8,081		
無形固定資産	8,373	支払承諾	15,870		
ソフトウェア	7,771	負債の部合計	7,113,632		
その他の無形固定資産	601	純資産の部			
前払年金費用	1,414	資本金	48,652		
支払承諾見返	15,870	資本剰余金	29,114		
貸倒引当金	△ 34,634	資本準備金	29,114		
		利益剰余金	310,996		
		利益準備金	43,548		
		その他利益剰余金	267,448		
		圧縮記帳積立金	1,063		
		別途積立金	227,650		
		繰越利益剰余金	38,734		
		自己株式	△ 17,296		
		株主資本合計	371,467		
		その他有価証券評価差額金	112,491		
		繰延ヘッジ損益	△ 134		
		土地再評価差額金	14,287		
		評価・換算差額等合計	126,644		
		新株予約権	377		
		純資産の部合計	498,489		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	7,612,122		

■ 第131期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>112,537</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>85,954</b>	
貸出金利息	59,003	
有価証券利息配当金	25,878	
コールローン利息	117	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	177	
その他の受入利息	776	
<b>役務取引等収益</b>	<b>17,229</b>	
受入為替手数料	4,878	
その他の役務収益	12,350	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,857</b>	
外国為替売買益	642	
商品有価証券売却益	18	
国債等債券売却益	1,008	
金融派生商品収益	185	
その他の業務収益	1	
<b>その他経常収益</b>	<b>7,495</b>	
貸倒引当金戻入益	1,504	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	3,425	
金銭の信託運用益	10	
その他の経常収益	2,555	
<b>経常費用</b>		<b>72,760</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>4,491</b>	
預金利息	2,258	
譲渡性預金利息	182	
コールマネー利息	387	
債券貸借取引支払利息	940	
借用金利息	255	
金利スワップ支払利息	278	
その他の支払利息	189	
<b>役務取引等費用</b>	<b>7,922</b>	
支払為替手数料	817	
その他の役務費用	7,105	
<b>その他業務費用</b>	<b>136</b>	
国債等債券売却損	136	
<b>営業経費</b>	<b>56,816</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>3,392</b>	
貸出金償却	396	
株式等売却損	109	
株式等償却	1,444	
金銭の信託運用損	25	
その他の経常費用	1,416	
<b>経常利益</b>		<b>39,776</b>
<b>特別利益</b>		<b>2</b>
固定資産処分益	2	
<b>特別損失</b>		<b>350</b>
固定資産処分損	258	
減損損失	91	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>39,428</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>11,035</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>1,772</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>12,808</b>
<b>当期純利益</b>		<b>26,620</b>



# 連結計算書類

## ■ 第131期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
現金預け金		335,643	預金		6,284,836
買入金銭債権		11,564	譲渡性預金		136,209
商品有価証券		1,039	コールマネー		29,296
金銭の信託		4,967	債券貸借取引受入担保金		270,574
有価証券		2,133,238	借入金		257,764
貸出金		5,010,417	外国為替		292
外国為替		3,196	新株予約権付社債		22,536
リース債権及びリース投資資産		43,898	その他負債		45,002
その他資産		32,852	役員賞与引当金		62
有形固定資産		67,732	退職給付に係る負債		17,890
建物		17,445	役員退職慰労引当金		571
土地		42,673	睡眠預金払戻損失引当金		1,070
リース資産		998	ポイント引当金		151
建設仮勘定		482	偶発損失引当金		1,008
その他の有形固定資産		6,131	繰延税金負債		32,564
無形固定資産		8,623	再評価に係る繰延税金負債		8,081
ソフトウェア		8,013	支払承諾		15,870
その他の無形固定資産		610	<b>負債の部合計</b>		<b>7,123,782</b>
繰延税金資産		1,416	<b>純資産の部</b>		<b>資本金</b>
支払承諾見返		15,870			48,652
貸倒引当金		△ 38,951			資本剰余金
					29,140
					利益剰余金
					326,122
					自己株式
					△ 17,296
					株主資本合計
					386,619
					その他有価証券評価差額金
					112,745
					繰延ヘッジ損益
					△ 134
					土地再評価差額金
					14,287
					為替換算調整勘定
					463
					退職給付に係る調整累計額
					△ 12,196
					その他の包括利益累計額合計
					115,165
					新株予約権
					377
					非支配株主持分
					5,564
					<b>純資産の部合計</b>
					<b>507,727</b>
<b>資産の部合計</b>		<b>7,631,510</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>7,631,510</b>

**第131期** (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) **連結損益計算書** (単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		136,220
<b>資金運用収益</b>	<b>85,825</b>	
貸出金利息	58,786	
有価証券利息配当金	26,007	
コールローン利息	117	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	137	
その他の受入利息	776	
<b>役務取引等収益</b>	<b>18,996</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>23,753</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>7,644</b>	
貸倒引当金戻入益	1,443	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	6,198	
経常費用		92,594
<b>資金調達費用</b>	<b>4,513</b>	
預金利息	2,255	
譲渡性預金利息	180	
コールマネー利息	387	
債券貸借取引支払利息	940	
借入金利息	282	
その他の支払利息	467	
<b>役務取引等費用</b>	<b>7,202</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>19,974</b>	
<b>営業経費</b>	<b>57,472</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>3,432</b>	
その他の経常費用	3,432	
経常利益		43,625
特別利益		3
固定資産処分益	3	
特別損失		351
固定資産処分損	259	
減損損失	91	
税金等調整前当期純利益		43,278
法人税、住民税及び事業税	12,096	
法人税等調整額	2,039	
法人税等合計		14,135
当期純利益		29,142
非支配株主に帰属する当期純利益		526
親会社株主に帰属する当期純利益		28,616

## ■ 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社群馬銀行  
取締役会 御中

平成28年5月9日

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 修 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## ■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

株式会社群馬銀行  
取締役会 御中

平成28年5月9日

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 修 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## ■ 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社に赴き調査をいたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 群馬銀行 監査役会

常勤監査役	中川	望	Ⓞ
常勤監査役	萩原	義広	Ⓞ
監査役（社外監査役）	小林	洋右	Ⓞ
監査役（社外監査役）	石田	弘義	Ⓞ
監査役（社外監査役）	福島	金夫	Ⓞ

メモ

メモ

## 株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店3階大会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



所在地： JR東日本 新前橋駅西口 徒歩約**15分** → 群馬県前橋市 元総社町194番地

電話： 027-252-1111 (大代表)

会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段またはエレベーターをご利用ください。

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりますお土産をとりやめとさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

